

第9号

発行元：大阪市環境局

※お問い合わせは裏面をご参照ください。

令和2年3月現在の活動団体数	
資源集団回収団体	2,754
コミュニティ回収団体	100

ひろげよう地域コミュニティの輪!!

コミュニティ回収通信

団体名や代表者の変更をされる場合は環境事業センターまで届け出てください

2020ごみ減量市民交流会が開催されました

令和2年2月14日（金）、大阪産業大学梅田サテライトキャンバスにおいて、「2020ごみ減量市民交流会（主催:大阪ごみ減量推進会議 共催:大阪市）」が開催され、ごみ減量に関する様々なテーマのワークショップが行われました。

「雑紙（大阪市では「その他の紙」）」のテーマでは、市民、再生資源事業者、行政によるワークショップが行われ、中国の環境規制に伴う古紙の輸入制限の影響により国内で再資源化される古紙がだぶつき、製紙メーカーに古紙が売りにくい状況が出てきていること、また、回収事業者は回収費用に見合う古紙量が収集できないと経営が厳しくなってしまうことなどが報告されたほか、次のような意見が出されました。

禁忌品は混ぜず、質の高い分別をしてほしい

当初、ワークショップの参加者からは「その他の紙」の分別について対象物が多くて分別に億劫（おくう）になっている現状があるという意見や分別が面倒くさいという意見が出されました。

しかし、最終処分場がひっ迫している状況から焼却ごみを抑制するため、これまで以上にごみ減量を進める必要があること、大阪市における平成30年度の家庭ごみ処理量（焼却量）35.3万トンのうち、5万トン（約14%）が再資源化可能な紙類であり、そのうち**3.1万トンが「その他の紙」**であったという説明を受けた

収集時に困ること

●「その他の紙」以外のものが入っている

※品目ごとに分けてお出しください



●たたまれていないダンボール

※必ず折りたたんで10枚程度をひもで束ねてください



後は、「その他の紙」として一品目でも多く分別排出できるよう頑張りたいという意識に変わったとのことでした。

次に、参加者からの「何が対象物で何が禁忌品なのか？」という質問に対して事業者から、「現在、大阪市内でも『その他の紙』として排出してもらっている物のうち、ビニール包装や金具などリサイクルに支障をきたす物がそのまま捨てられている。少量でも混ざっていればリサイクルに影響することから、排出する際には、ひと手間かけていた

だき、質の高い分別に協力していただきたい。」と回答がありました。また、分別していても、古紙は品目ごとに使用用途が異なるため、「その他の紙」に紙パックが混ざったり、ダンボールに「その他の紙」が混ざると、リサイクルに支障をきたすことの説明がありました。



必ず品目ごとに分けてお出しください

古紙は製紙原料として素材ごとに製紙会社に引き取られ、さまざまな品目に再生利用されます。



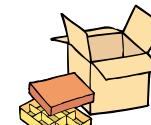
新聞



新聞・雑誌など



雑誌



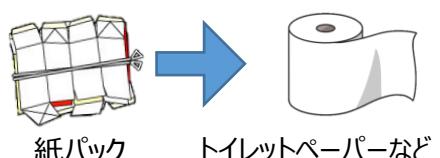
紙箱やダンボールなど



ダンボール



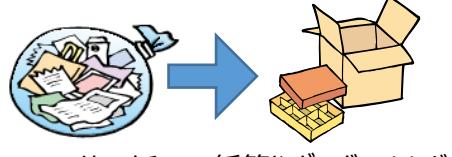
ダンボールなど



紙パック



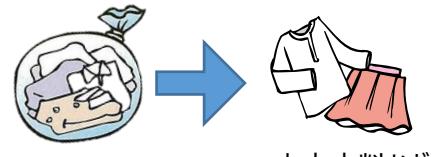
トイレットペーパーなど



その他の紙



紙箱やダンボールなど



衣類



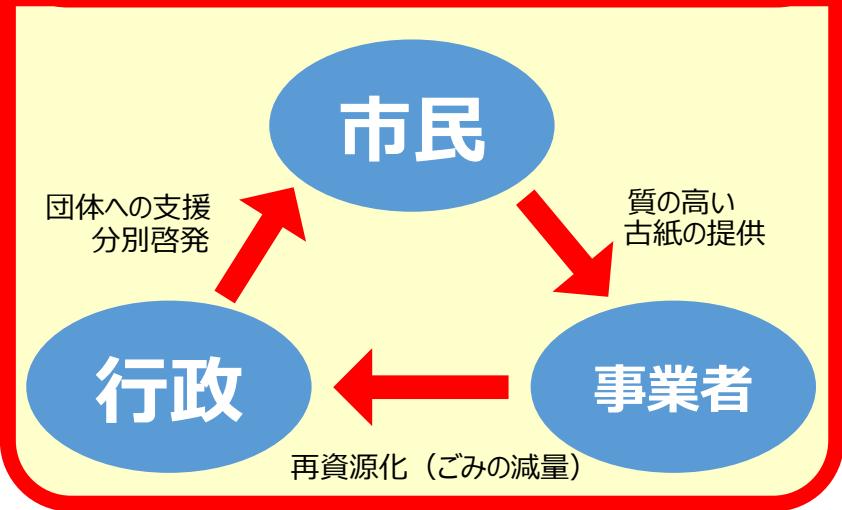
中古衣料など

市民、事業者、行政の協働で適正なリサイクルを

活動団体の皆さんに「その他の紙」を含め、古紙の分別排出を徹底していただくことで、ごみ焼却量を減らせるばかりか、ひいては回収事業者においても回収費用に見合う古紙量が収集できるようになります。加えて、品目ごとにきっちり分けて排出していくことで、それぞれの品目がそれぞれの再商品化へと繋がっていきます。



三者協働で効率的な リサイクルシステムの構築を



紙であっても以下のものはリサイクルできません

普通ごみにお出しください

- 油や食べ物の残りかすが付着した紙



- ティッシュペーパー等の衛生紙



- 圧着はがき、写真プリント紙



(紙コップ、アイスクリームやヨーグルト容器など)



- 防水加工された紙



(洗剤の箱や石けんの包装紙など)



- においのついた紙



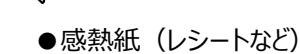
- 紙おむつ



- 捺染紙（アイロンプリント紙など）



- 銀紙



- 感熱発泡紙

実績報告書等の提出期限は、令和2年4月30日（木）です！

提出前にもう一度ご確認ください

- 提出書類には押印欄が3箇所あります。

- 奨励金の振込口座名義は活動団体名と

同一である必要があります。

- 再生資源事業者から受け取る

取引伝票に事業者名の記載、

押印がされているかを必ず

ご確認のうえ、ご提出ください。



スタンプ印不可

コミュニティ回収、資源集団回収に関するお問い合わせは、お住いの行政区を担当する環境事業センターまで

北区・都島区	北部環境事業センター	☎ 6351-4000	港区・大正区・西区	西部環境事業センター	☎ 6552-0901
淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	☎ 6323-3511	東成区・生野区	東部環境事業センター	☎ 6751-5311
旭区・城東区・鶴見区	城北環境事業センター	☎ 6913-3960	住之江区・住吉区	西南環境事業センター	☎ 6685-1271
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	☎ 6477-1621	西成区・阿倍野区	南部環境事業センター	☎ 6661-5450
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	☎ 6714-6411	平野区	東南環境事業センター	☎ 6700-1750
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	☎ 6567-0750		家庭ごみ減量課	☎ 6630-3259